# 最低賃金引上げの支援策

## ~最低賃金改定前の申請をご検討ください~

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、 設備投資等を行った中小企業に、 その費用の一部を助成します。 中小企業で働く労働者の賃 金引上げのための生産性向 上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円~130万円
45円コース	45万円~180万円
60円コース	60万円~300万円
90円コース	90万円~600万円

#### 活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金 労働者5名の時給を45円引き上げた 場合、設備投資にかかった費用に対 し最大100万円が助成されます。

#### 活用のポイント

#### 賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上 に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ 労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

# キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。 パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上4%未満	4万円 (2.6万円)
4%以上5%未満	5万円 (3.3万円)
5%以上6%未満	6 .5万円 (4 .3万円)
6%以上	7万円 (4 .6万円)

( )は大企業の助成額

1人当たりの助成額 1事業所あたりの上限は100人分

#### 活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、 10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

#### 活用のポイント

#### 賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計 画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象



キャリアアップ助成金